

【平成 28 年 1 月 22 日】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施規則等の一部の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施規則等の一部を改正する省令（昭和 46 年厚生省令第 35 号：平成 27 年 12 月 25 日）が公布され、平成 28 年 3 月 15 日から施行されることとなります。

1. 改正の趣旨

今回の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施規則等の一部を改正する省令を次のように定めることとなります。

2. 改正の内容

- ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第一の二
廃棄物の基準等の一部改正

カドミウム又はその化合物

（改正前）1mg/L → （改正後）0.3mg/L

- ②「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」別表第一の二、別表第二の二、別表第三の二、別表第四の二、別表第五の二、別表第六の二
金属等を含む産業廃棄物の基準等の一部改正

カドミウム又はその化合物

別表第一：（改正前）0.3mg/L → （改正後）0.09mg/L

別表第二：（改正前）0.1mg/kg → （改正後）0.03mg/kg

別表第三：（改正前）0.01mg/L → （改正後）0.003mg/L

別表第四：（改正前）0.1mg/L → （改正後）0.03mg/L

別表第五：（改正前）0.3mg/L → （改正後）0.09mg/L

別表第六：（改正前）0.3mg/L → （改正後）0.09mg/L

- ③「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第一

保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の基準等の一部改正

カドミウム又はその化合物

（改正前）0.1mg/L → （改正後）0.03mg/L

- ④「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」別表第二
埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水、又は地下水集排水設備により排出された地下水の基準等の一部改正

カドミウム又はその化合物

(改正前) 0.01mg/L → (改正後) 0.003mg/L

3. 施行期日

この省令は、平成 28 年 3 月 15 日から施行することになります。